

議案第 27 号

市川市土地開発公社定款の一部変更について

市川市土地開発公社定款の一部を次のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 14 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 20 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市土地開発公社定款の一部を変更する定款

市川市土地開発公社定款（昭和 50 年 7 月 18 日施行）の一部を次のように変更する。

第 7 条第 5 項中「民法第 59 条」を「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 16 条第 8 項」に改める。

第 18 条中「(昭和 47 年法律第 66 号)」を削る。

附 則

この定款は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

## 理 由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により民法及び公有地の拡大の推進に関する法律が改正されたことに伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。